

令和8年度

# 南山城村むらづくり活動支援補助金

村内の各種団体が自主的に行う「特色あるむらづくりの推進」や「集落や地域の振興・活性化」を目的とした魅力あるむらづくり活動を支援します！

## 補助対象団体

下記のすべての要件を満たす団体

- ・公益性を有する活動を行っている、又はこれから行う団体
- ・主たる活動拠点が南山城村内にある団体
- ・成人（満18歳以上）である責任者を有し、2人以上で構成される団体
- ・村内在住者（在勤者も含む）を主たる構成員とする団体
- ・南山城村暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員関係者により構成されていない団体

## 補助対象事業

下記のいずれかに該当する事業

- 1.保健・医療・福祉に関する事業
- 2.環境美化・保全に関する事業
- 3.経済活動の活性化に関する事業
- 4.教育・文化・芸術の振興に関する事業
- 5.安全活動・災害支援に関する事業
- 6.地域の活性化に関する事業
- 7.その他村長が特に認める事業

## 審査の基準

- ・客観的な公益性を有すること
- ・目的、視点、内容が南山城村における地域課題等に合致し、その課題解決に資する活動であること
- ・事業の計画及び予算に関する計画が明確であること
- ・地域課題解決への強い意志と高い意欲があること

下記のいずれかに該当する事業は補助対象外です。

- ・事業の内容そのものが収益を目的とする事業
- ・政治的又は宗教的な目的を有する事業
- ・事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- ・村又は村が助成している団体から補助を受けている事業
- ・優先すべき条例等（裏面記載）に掲載されている事業
- ・その他村長が適当でないと認める事業

## 申請受付期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

※先着順に受付・審査を行います。

※令和9年3月31日までに事業の完了（実績報告書の提出）ができるものに限りま

## 補助金額

補助対象経費の **10/10** 以内の額（上限20万円）

お問合せ・お申込み先

南山城村企画政策課

TEL：0743-93-0107

裏面もご確認ください

## 優先すべき条例等名称

事業内容が下記の条例等の補助対象事業である場合、本補助金は補助対象外です。

- ・南山城村空き家活用移住促進事業補助金交付要綱（産業観光課）
- ・南山城村交通安全対策の推進に関する条例（総務財政課）
- ・南山城村訪問理容サービス事業実施要綱（税住民福祉課）
- ・南山城村古紙回収事業実施補助金交付要綱（建設環境課）
- ・南山城村飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付要綱（建設環境課）
- ・南山城村サル追い払い器具購入費補助金交付要綱（産業観光課）
- ・南山城村狩猟免許取得助成事業費補助金交付要綱（産業観光課）
- ・南山城村新たな魅力開発応援事業補助金交付要綱（企画政策課）
- ・南山城村観光振興事業補助金交付要綱（産業観光課）
- ・南山城村協働みちづくり事業補助金交付要綱（建設環境課）
- ・南山城村森林整備利活用事業補助金交付要綱（産業観光課）
- ・南山城村農業用施設、農地災害復旧事業に係る原材料等支給要綱（建設環境課）
- ・南山城村原材料等支給要綱（建設環境課）
- ・南山城村介護職員初任者研修受講料助成金交付要綱（保健医療課）

※条例等の内容については例規又は担当課にてご確認ください。

## 活用の具体例

- ・むらづくり活動に必要な資材等の消耗品費（1万円以内）
- ・専門家や指導者等への謝金（5万円以内）
- ・むらづくり活動に必要な交通費、宿泊費  
※ただし、交通費（バスの借上料を含む）は5万円を超える部分については補助対象外
- ・活動チラシやポスターなどの製作に必要なデザイン費や印刷製本費
- ・会議や作業時の飲料水、茶菓子などの食料費（アルコール飲料を除く）
- ・むらづくり活動に必要な機材等の備品購入費  
※ただし、5万円を超える部分及び団体の経常的な運営に利用する物品については補助対象外
- ・会議やイベント実施のための会場使用料 など

※詳しい補助対象経費については交付要綱に記載しております。

## 留意事項

- ※申請の際は必ず役場HP掲載の交付要綱をご確認いただきますようお願いいたします。
- ※先着順に受付・審査を行い、予算額（200万円）に達した時点で受付終了といたします。

※役場HPにQ&Aや申請書の記載例などを掲載しておりますので、申請の際にご活用ください。



南山城村役場HP